

平成28年度一般会計

補正予算(第4号)を可決

地方創生関連事業などに約9億6千万円を増額

平成28年度高山市一般会計補正予算(第4号)を審査しました。

高山地域と支所地域の道路等修繕工事の発注割合は、

高山地域で13件、約1億4千万円。支所地域は38件で約1億6千万円。

インキュベーション事業の内容は、

今年度は中心となる人材の確保にむけた準備として関係団体との

勉強会、先進事例で活躍している方を講師に迎え研修会等を開催し、関係者の意識醸成を図る。



議第110号

平成28年度高山市一般会計補正予算(第4号)

補正額 962,894千円

- 地方創生関連事業の実施 3,000千円
  - ・大学連携推進事業
  - ・インキュベーション推進事業
- 道路等修繕工事費 300,000千円
  - ・切れ目のない工事発注(繰越明許)
- 災害復旧事業費 106,500千円
  - ・9月豪雨により被災した道路や農地等の復旧

議員発議

下記のとおり意見書を可決し、内閣総理大臣、衆参両議院議長、財務大臣等に提出しました。

軽油引取税の課税免除制度の継続を求める意見書

軽油引取税の課税免除制度は、平成30年3月31日をもって廃止される状況にあるが、鉄道、農業・林業、製造業など道路を使用しない機械燃料の軽油について、申請によって課税免除され、これまで様々な産業の経営に大きく貢献してきた。

とりわけ、冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が免税となっており、また、地球環境の保全や災害防止など多面的機能をもつ森林の管理を担う林業では、施業管理に必要な重機等に使う軽油が免税となっている。そのほか、農業や木材加工業など、様々な業種において課税免除制度が活用されてきたところである。

この制度がなくなれば、これらの事業者にとって大きな負担増となり、今でさえ困難な経営が一段と厳しくなることは避けられない。さらには、地域経済にも大きな影響を与えてしまうことが懸念される所である。

よって、国においては、現行の軽油引取税の課税免除制度を平成30年4月以降も継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



平成28年12月21日  
高山市議会